

-公共料金・税の軽減-

No.67	介護保険サービス等の医療費控除																									
<p>介護保険サービスを利用したときの医療費控除については、お住まいの区を担当する税務署にお問い合わせください。</p> <p>■ 税務署（医療費控除の申告について）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税務署名</th> <th>居住区（対象区）</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴見税務署</td> <td>鶴見</td> <td>045-521-7141</td> </tr> <tr> <td>横浜中税務署</td> <td>西・中</td> <td>045-651-1321</td> </tr> <tr> <td>保土ヶ谷税務署</td> <td>保土ヶ谷・旭・瀬谷</td> <td>045-331-1281</td> </tr> <tr> <td>横浜南税務署</td> <td>南・磯子・金沢・港南</td> <td>045-789-3731</td> </tr> <tr> <td>神奈川税務署</td> <td>神奈川・港北</td> <td>045-544-0141</td> </tr> <tr> <td>戸塚税務署</td> <td>戸塚・栄・泉</td> <td>045-863-0011</td> </tr> <tr> <td>緑税務署</td> <td>緑・青葉・都筑</td> <td>045-972-7771</td> </tr> </tbody> </table> <p>おむつに係る費用</p> <p>傷病によりおおむね6か月以上寝たきりの状態にある方のおむつに係る費用を、医療費控除の対象とするためには、主治医が作成した「おむつ使用証明書」と、おむつを使う方の名前と大人用のおむつ代であることが明記されている領収書が必要です。</p> <p>なお、おむつを利用する方が「要介護認定を受けており、かつ認定内容が一定の条件に該当する」場合は、「要介護認定を行った区役所高齢・障害支援課」から「主治医意見書記載内容確認書」の交付を受け、これを「おむつ使用証明書」の代わりに使うことができます。</p> <p>この確認書の交付については、事前に「要介護認定を行った区役所高齢・障害支援課」へお問い合わせください。</p>			税務署名	居住区（対象区）	電話番号	鶴見税務署	鶴見	045-521-7141	横浜中税務署	西・中	045-651-1321	保土ヶ谷税務署	保土ヶ谷・旭・瀬谷	045-331-1281	横浜南税務署	南・磯子・金沢・港南	045-789-3731	神奈川税務署	神奈川・港北	045-544-0141	戸塚税務署	戸塚・栄・泉	045-863-0011	緑税務署	緑・青葉・都筑	045-972-7771
税務署名	居住区（対象区）	電話番号																								
鶴見税務署	鶴見	045-521-7141																								
横浜中税務署	西・中	045-651-1321																								
保土ヶ谷税務署	保土ヶ谷・旭・瀬谷	045-331-1281																								
横浜南税務署	南・磯子・金沢・港南	045-789-3731																								
神奈川税務署	神奈川・港北	045-544-0141																								
戸塚税務署	戸塚・栄・泉	045-863-0011																								
緑税務署	緑・青葉・都筑	045-972-7771																								
窓 □	<p>居住地区を担当する税務署 主治医意見書記載内容確認書の交付については、各区高齢・障害支援課【2・3ページ】</p>																									

No.68	高齢者の所得税の障害者控除										
<p>所得税の納税義務者本人又は、納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族が、年齢 65 歳以上で、下の表の①～⑦のいずれかに該当すると福祉保健センター長の認定を受けた場合は、所得税の障害者控除の対象となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>障害者控除</th> <th>特別障害者控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td> ① 身体障害者（3～6級）に準ずる人 ② 認知症（軽度・中度）に準ずる人 ③ 知的障害者（軽度・中度）に準ずる人 </td> <td> ④ 身体障害者（1又は2級）に準ずる人 ⑤ 認知症（重度）に準ずる人 ⑥ 知的障害者（重度）に準ずる人 ⑦ 6ヶ月程度以上寝たきりで、食事・排泄等の日常生活に支障のある人 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得金額から 27 万円が控除されます</td> <td>所得金額から 40 万円が控除されます</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 控除対象となる配偶者又は扶養親族が④～⑦に該当し、かつ、居住者、居住者の配偶者又は居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合は、75 万円が控除されます。</p>				障害者控除	特別障害者控除	対象者	① 身体障害者（3～6級）に準ずる人 ② 認知症（軽度・中度）に準ずる人 ③ 知的障害者（軽度・中度）に準ずる人	④ 身体障害者（1又は2級）に準ずる人 ⑤ 認知症（重度）に準ずる人 ⑥ 知的障害者（重度）に準ずる人 ⑦ 6ヶ月程度以上寝たきりで、食事・排泄等の日常生活に支障のある人		所得金額から 27 万円が控除されます	所得金額から 40 万円が控除されます
	障害者控除	特別障害者控除									
対象者	① 身体障害者（3～6級）に準ずる人 ② 認知症（軽度・中度）に準ずる人 ③ 知的障害者（軽度・中度）に準ずる人	④ 身体障害者（1又は2級）に準ずる人 ⑤ 認知症（重度）に準ずる人 ⑥ 知的障害者（重度）に準ずる人 ⑦ 6ヶ月程度以上寝たきりで、食事・排泄等の日常生活に支障のある人									
	所得金額から 27 万円が控除されます	所得金額から 40 万円が控除されます									
窓 □	<p>税務署（ただし、所得税を給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与担当係） 障害者手帳の取得に準じている状態であることの認定については、各区 高齢・障害支援課【2・3ページ】</p>										

No.69	高齢者の市民税・県民税の障害者控除	
<p>市民税・県民税の納税義務者本人又は、納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族が、年齢 65 歳以上で、下の表の①～⑦のいずれかに該当すると福祉保健センター長の認定を受けた場合は、市民税・県民税の障害者控除の対象となります。</p>		
対象者	障害者控除	特別障害者控除
	① 身体障害者（3～6級）に準ずる人 ② 認知症（軽度・中度）に準ずる人 ③ 知的障害者（軽度・中度）に準ずる人	④ 身体障害者（1又は2級）に準ずる人 ⑤ 認知症（重度）に準ずる人 ⑥ 知的障害者（重度）に準ずる人 ⑦ 6ヶ月程度以上寝たきりで、食事・排泄等の日常生活に支障のある人
	所得金額から 26 万円が控除されます	所得金額から 30 万円が控除されます
<p>※ 控除対象となる配偶者又は扶養親族が④～⑦に該当し、かつ、居住者、居住者の配偶者又は居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合は、53 万円が控除されます。</p>		
窓 口	各区 税務課 （ただし、市民税・県民税を給与から差し引かれている場合は、勤務先の給与担当係） 障害者手帳の取得に準じている状態であることの認定については、各区 高齢・障害支援課【2・3ページ】	

No.70 バリアフリー改修を行った住宅に対する固定資産税の減額制度

令和13年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事を行い、かつ、改修工事が完了した日から3か月以内に当該家屋の所在する区の区役所税務課家屋担当に申告した住宅に限り、改修工事が完了した翌年度について、当該住宅にかかる固定資産税額の3分の1を減額するものです。

- ・床面積100㎡までを減額します（100㎡を越える部分については減額されません。）。
- ・併用住宅（住居部分が1/2以上あるもの）についても適用されます。
- ・都市計画税については減額されません。
- ・この制度による減額は一戸につき1度だけ適用されます。
- ・省エネ改修工事等を行った住宅に係る固定資産税の減額制度以外の減額制度と同時に適用することはできません。

減額の要件については次のとおりです。

- ①新築から10年以上経過した住宅であること（貸家の用に供する部分は対象となりません）
- ②申告時、次のいずれかの方が居住していること（居住者要件）
 - ア 改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日における年齢が65歳以上の方
 - イ 「要介護認定」又は「要支援認定」を受けている方
 - ウ 障がいのある方
- ③次に該当する工事を行い、補助金等を除く自己負担が50万円超であること


ア 通路又は出入口の拡幅	イ 階段の勾配の緩和
ウ 浴室の改良	エ 便所の改良
オ 手すりの取付け	カ 床の段差の解消
キ 出入口の戸の改良	ク 床表面の滑り止め化
- ④工事後の住宅部分の床面積が40㎡以上240㎡以下であること

※令和8年3月31日以前に改修工事が完了した場合は50㎡以上280㎡以下
- ⑤バリアフリー改修工事の完了後、3か月以内に当該家屋の所在する区の区役所税務課家屋担当に申告すること

申告に必要な書類は次のとおりですが、具体的な内容などについては、各区税務課家屋担当にご相談ください。

- ①高齢者等居住改修住宅等に対して課する固定資産税の減額に関する申告書
- ②納税義務者の住民票の写し
- ③居住者要件に応じた書類
- ④工事の明細書等の費用が確認できる書類、工事費用を支払ったことを確認できる領収書、工事箇所の写真（改修工事後の写真のみでも可）
- ⑤補助金等の内容を確認できる書類（補助金等を受けている場合にのみ必要です。）

窓 口 各区税務課家屋担当【2・3ページ】

No.71	粗大ごみ処理手数料
	<p>1 対象世帯</p> <p>①生活保護世帯 ②特定中国残留邦人世帯 ③身体障害者手帳1・2級の方がいる世帯 ④精神障害者保健福祉手帳1級の方がいる世帯 ⑤愛の手帳A1・A2又は知能指数35以下の方がいる世帯 ⑥身体障害者手帳3級で、愛の手帳B1又は知能指数が50以下の方がいる世帯 ⑦福祉医療証の交付を受けているひとり親世帯 ⑧要介護認定（要介護4、要介護5）を受けている高齢者（65歳以上）がいる世帯 ⑨粗大ごみを直接搬入することが困難な70歳以上のひとり暮らしの高齢者で福祉保健センター長が認めた方</p> <p>2 内容</p> <p>粗大ごみの処理手数料を年間（4月から翌年3月まで）4個まで免除します。 ※エアコン・テレビ・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気洗濯機・衣類乾燥機・パソコンの7機器は粗大ごみとして収集できません。（粗大ごみ処理手数料減免の対象外です。）</p>
窓 口	<p>粗大ごみ受付センターへお申込みください。 【インターネット受付】https://www.sodai.city.yokohama.lg.jp/</p> <div style="text-align: right;">  <p>インターネット受付 (QRコード)</p> </div> <p>【電話受付】0570-200-530（一般加入の電話などから） 045-330-3953（携帯電話やIP電話などの定額制や通話料割引サービスを利用される方）</p> <p>受付時間：月～土曜日（年末年始除く祝日を含む）午前8時30分～午後5時</p> <p>【FAX受付】045-550-3599（聴覚・言語に障害のある方専用）</p> <p>※申込みのときに、免除対象世帯であることを申し出てください。このとき手帳番号等を確認させていただきます。</p> <p>※月・火曜日や祝日の翌日は電話が大変混み合います。お時間をずらして電話していただくか、インターネット受付をご利用ください。</p>

No.72	水道料金・下水道使用料関係
<p>ご家族の中に次の方がいらっしゃる場合には、お申し出により水道料金と下水道使用料の基本料金相当額を減免いたします。</p>	
<p>1 対象者</p> <p>(1) 身体障害者（1級および2級）</p> <p>(2) 知的障害者（知能指数35以下）</p> <p>(3) ひとり親家庭等（医療費助成世帯）</p> <p>(4) 特別児童扶養手当受給世帯</p> <p>(5) 精神障害者（1級）</p> <p>(6) 重複障害者（身障3級、知能指数75以下、精神障害2級のうち2つ以上に該当する方。2人で要件を満たす場合も含まれます。）</p> <p>(7) 要介護4または5（ただし、年齢が40歳から64歳の方で、生活保護を受けている方は対象外となります。）</p> <p>(8) ひとり親家庭等（生活保護を受けている母子家庭等）</p> <p>※減免対象者が3か月以上の施設等への入所の場合は減免対象外となりますのでご注意ください。</p> <p>2 減免額</p> <p>水道料金 基本料金相当額</p> <p>下水道使用料 基本額相当額</p>	
窓 □	<p>水道局 お客さまサービスセンター <small>はちよんな</small> Tel 045-847-6262/Fax 045-848-4281</p>